

南山大学社会倫理研究所『社会と倫理』投稿取扱要領

第一条 [目的]

南山大学社会倫理研究所（以下、研究所と略記する。）は、『社会と倫理』（以下、紀要と略記する。）の学問的水準の維持向上のため、ここに投稿取扱要領を定める。

第二条 [投稿資格]

- ① 社会倫理に関する分野の研究論文で、未公刊のものに限る。また、他雑誌との二重投稿を禁ずる。
- ② 投稿原稿の投稿区分は研究論文のみとする。
- ③ 紀要への投稿資格は、次のいずれかに該当する者が有する。
 - a) 社会倫理に関わる分野の研究者
 - b) 編集委員会の何れかの委員の推薦を受けた研究者

第三条 [投稿要領]

- ① 投稿原稿の使用言語は日本語とし、文字数は日本語12,000字を目安とする（標題、要旨、キーワードはこれに含めない）。
- ② 投稿原稿の1ページ目に標題、要旨（日本語400字以内）、キーワード（5個以内）を入れ、2ページ目から本文とすること。査読の公平性を期すため、投稿原稿の本文中には著者名や所属、謝辞は入れないこと。その他、別に定める執筆要領に従うこと。
- ③ 投稿は、必要書類（投稿原稿および所定のエントリーシート）を編集委員会宛に送付して行う。
- ④ 論文投稿は隨時受け付けるが、各年度の2月末日までに投稿された論文を、次年度の紀要の掲載候補論文とする。候補論文のうち、第一次審査と第二次審査を通過した論文のみを、次年度の紀要に掲載する。ただし、編集委員会が執筆を依頼した場合は、この限りではない。
- ⑤ 紀要への論文掲載料は無料とする。

第四条 [審査手続]

論文の審査手続きは「社会倫理研究所『社会と倫理』査読取扱要領」（以下、「査読取扱要領」と略記する。）第五条に従い、以下の通り定める。

第一次審査：編集委員会の合議により、掲載に相応しい内容であるかを判断する。

第二次審査：「査読取扱要領」第四条に従い、2名による査読を行い、掲載の可否を審査、結果を通知する。

第五条 [論文の公開及び著作権等]

- ① 掲載論文の著作権は著者が有するが、著者は研究所に対して包括的に当該論文の利用を許諾するものとする。書物その他の媒体に転載（外国語訳を含む）する場合には、初出の書誌情報を掲載すること。また著者が被相続者となった場合には、研究所に当該論文の著作権を贈与することとする。
- ② 著者は、『社会と倫理』への論文投稿に際して、南山大学機関リポジトリへの論文登録およびウェブ上で電子データ公開をあらかじめ承諾するものとする。

附則 本規程は、2018年11月21日より施行する。